

[住宅部会の理念] (2004 年 7 月制定、2005 年 4 月、2011 年 2 月、2014 年 9 月、2023 年 4 月改訂)

■住宅部会について

「建築物」は、建築主だけでなく、社会にとっても大切な資産です。住宅部会は、(公益社団法人)日本建築家協会(JIA)の理念に基づき、市民に最も身近な建築である「住宅」を通して、美しく住みやすい街と持続可能な社会、創造性豊かな住文化の構築に寄与することを目的としています。

■住宅部会の活動

- 1) 建築家の知識や能力を活用し、社会に貢献する活動を行います。
- 2) 建築家の職能を社会に広める活動を行います。
- 3) 会員の資質向上を図り、相互の親睦を深める活動を行います。

■活動の基本

(公益社団法人)日本建築家協会関東甲信越支部の部会であり、会員による自主的で、営利を目的としない活動を行います。

[住宅部会 規則]

(2004年7月制定、2005年4月、2011年2月、2014年9月、2023年4月、2025年4月改訂)

第1条(名称)	この団体は「公益社団法人日本建築家協会(JIA)関東甲信越支部住宅部会(略称:JIA住宅部会)」と称します。
第2条(所在地)	この団体を次の所在地に置きます。 〒150-0001 渋谷区神宮前2-3-18 JIA館4階 TEL:03-3408-8291
第3条(目的)	「建築物」は、建築主だけでなく、社会にとっても大切な資産です。住宅部会は、公益社団法人日本建築家協会(JIA)の理念に基づき、市民に最も身近な建築である「住宅」を通して、美しく住みやすい街と持続可能な社会、創造性豊かな住文化の構築に寄与することを目的としています。
第4条(構成員)	1、住宅部会は、下記の人たちによって構成されます。 ◎住宅部会・名誉会員(以下、部会名誉会員) JIA 会員、または元会員で、住宅部会に多大な貢献をされ、部会で推薦・承認された方 ◎住宅部会・正会員(以下、部会正会員) JIA の正会員(正会員・フェロー会員)または名誉会員で、住宅部会に活動費を納入し登録した方 ◎住宅部会・協力会員(以下、部会協力会員) JIA の協力会員(法人協力会員・個人協力会員)で、住宅部会に活動費を納入し登録した方 ◎住宅部会・研究会員(以下、部会研究会員) JIA の準会員(専門/シニア/ジュニア/学生会員)、または JIA に所属していない個人で、住宅部会に活動費を納入し登録した方 2、この団体への加入または脱退については随時可能とします。
第5条(役員)	1、この団体は次の役員(事務局)を置きます。 部会長1名、副部会長2名、会計1名、名簿(ML)管理1名、CPD 担当1名、広報担当(HP、FB、チラシ、JIA 支部・本部担当など)数名を基本とします。 2、毎年度「総会」を開催し、役員(事務局)の選任を行います。 3、部会正会員から、部会長 1 名、副部会長 2 名を、毎年 12 月末に部会で合議の上、選任します。部会長の任期は、原則1年とします。副部会長は、1名を前部会長、1名は次期部会長とします。
第6条(運営)	1、総会は住宅部会・正会員の3分の1の出席(委任状含む)をもって成立する。 2、定時総会は年に1度、4月に行います。 3、総会にて、会計報告及び次年度の予算案、役員(事務局)の選任を行います。年度は4月1日から3月末日までとします。その議事は出席者の過半数の同意をもって決定します。 4、諸問題が発生した場合は、臨時会議を開催して審議を行い、その議事は出席者の合議によって決定します。
第7条(活動)	この団体の主な活動は以下のとおりとする。 1、活動の基本: (公益社団法人)日本建築家協会関東甲信越支部の部会であり、構成員による自主的で、営利を目的としない活動を行います。 2、部会の定期開催: 会議を中心とした「部会」は、年度ごとに、名称や開催日程を規定し、運営を行います。月1回の開催を基本とします。 3、ワーキンググループ(WG): 建築に関わるテーマであれば、構成員が自由にワーキンググループ(WG)を立ち上げ、メンバーを募る事ができます。ただし部会の承認が必要です。 4、災害ボランティア活動支援: 住宅部会、及び住宅部会構成員による災害ボランティア活動を支援することを目的としてファンドを設け、災害ボランティア活動を行います。
第8条(財務)	1、活動に必要な資金は、構成員からの部会活動費を充てるものとします。 2、資金については会計が適正に管理を行い、四半期ごとに代表者及び上部組織である公益社団法人日本建築家協会に報告、閲覧を受けるものとします。
第9条(改正)	この規則は住宅部会・正会員の過半数の同意をもって改正することが出来ます。
第10条(設立年月日)	本会の設立年月日は1975年9月12日とします。
第11条(規則施行日)	本規則は2025年4月17日より施行します。(2025年4月改訂)

〔住宅部会細則〕 （2011 年 2 月制定、2014 年 9 月、2023 年 4 月改訂）

■部会の活動方針

部会の活動方針の決定は、名誉会員、正会員、協力会員、研究会員の合議によります。

■部会、ワーキンググループ、イベント、セミナー

全ての会員は、部会およびワーキンググループに参加できます。また住宅部会が主催する、会員（一般）向けセミナー、見学会、展示会 などのイベントに参加できます。

■災害ボランティア活動支援ファンド（俗称:災害ファンド）

ファンドの適用、使途、支弁の 決定及び支弁額については別途、「住宅部会災害ボランティア活動支援ファンド運用ルール」に定めます。

■部会活動費

部会活動費として、部会正会員および部会協力会員は、¥5000／年、部会研究会員は¥3000／年を、その年度ごとに指定される 住宅部会の口座に振込みます。なお、10月以降に入会される場合は、初年度の部会活動費のみ半額とします。（部会正会員、部会協力会員は¥2500／部会研究会員は¥1500）

■構成員登録の更新

毎年度、6 月 30 日までに部会活動費を納入することで、構成員登録の更新となります。

ただし、名誉会員は除く

■「住宅部会通信」の配信

すべての会員に、月1~2回、E メールにて「住宅部会通信」が配信されます。

■住宅部会・HP(ホームページ)への掲載

名誉会員、正会員、協力会員、研究会員、は会員一覧リストに情報を掲載できます。

■住宅部会・メーリングリスト(ML)への登録

全ての会員は、住宅部会のメーリングリスト(ML)に参加し、自由に会員間での情報交換を行うことができます。

■住宅部会 Facebook 会員専用グループページへの登録

全ての会員は、住宅部会 Facebook 会員専用グループページに登録することができます。

■住宅部会への入会

「住宅部会の理念に賛同し、積極的に活動ができる方」であれば、部会正会員、部会協力会員、あるいは部会研究会員のいずれかに、随時入会が可能です。

■住宅部会への入会(退会)方法

住宅部会の代表アドレス宛に入会希望の旨を伝え、まず部会に参加し、部会の理念、活動を理解した上で、入会申込フォームに必要事項を記載しメールで申込みます。部会活動費を納入し入会手続きは完了です。また退会の際にも代表アドレス宛に届け出が必要です。